

12 環境

1 都市のヒートアイランド現象の解消

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(1)	ヒートアイランド現象のメカニズム等に係る調査研究の推進等 (環境省、国土交通省)	ヒートアイランド現象の各原因間の関連性、寄与度などの発生メカニズムに関する調査・分析を一層推進するとともに、その進捗状況に応じて、省エネルギー機器の採用や保水性舗装、土地利用・都市構造の誘導など様々な対策を講じた場合の効果に関する評価手法を検討する。その際には、国、地方公共団体、大学及び研究機関の間で調査研究に係る連携が重要であり、その成果の集積、関係者間の相互利用の促進を図る。 さらに、地方公共団体においてその地理的特性等を踏まえた効果的なヒートアイランド対策が推進されるよう、地域の地形や気象その他大気熱環境に関連するデータの地図化、個別の対策効果を評価するためのシミュレーションモデルなど、地方公共団体が自力行えるよう簡易な手法を開発するなど支援策を講ずる。		検討	措置	(環境省) ヒートアイランド現象による環境影響について、シミュレーションモデル等を使用して調査研究を推進した。 (国土交通省) 気象データの分析、都市気候モデルの活用による実態の解明及び土地利用形態の変更等に伴う気候変化に関する数値実験の実施等、調査研究を推進した。	環境カ

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(2)	人工排熱の削減 (経済産業省、国土交通省、環境省)	空調システム、電気機器、自動車などの人間活動から排出される人工排熱を削減するため、当該エネルギー消費機器等の高効率化、建物の断熱・緑化、未利用エネルギー・自然エネルギーの利用といった対策の導入を促進する。		逐次実施		(経済産業省) オフィスビルなどの民生業務部門の省エネルギー対策を強化するため、エネルギーの使用の合理化に関する法律を改正し、また、自然エネルギー等の利用促進を図るため、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法を一部施行した(平成14年12月6日) エネルギー消費機器等の高効率化を図るため、ガス・石油機器等、トップランナー方式対象機器を新規に7品目追加した(平成14年12月27日) 省エネルギー及び新エネルギーの技術開発や導入促進に対する支援を実施している。 (国土交通省) 建物の断熱・緑化等、未利用エネルギー・自然エネルギーの利用など、人工排熱の削減対策の導入を促進した。 (環境省) 人工排熱削減に資する温暖化対策診断を実施するなどの各種対策を推進した。	環境力
(2)	人工化された地表面被覆の改善 (国土交通省、環境省)	建物やアスファルト舗装などによって地表面が覆われることによる蒸発散作用の減少や地表面の高温化を防ぐため、公園・緑地の整備、街路空間の緑化等による緑の確保、屋上・壁面緑化、水面の設置などの対策の導入を促進する。		逐次実施		(国土交通省) 借地公園の整備、民有地での屋上、壁面緑化等市街地における緑とオープンスペースの機動的確保、下水処理水の路面散水の検討、調整池の設置や雨水の浸透等人工化された地表面被覆の改善を図った。	環境力
(3)	ヒートアイランド対策関係府省連絡会議における関係府省の連携の強化 (環境省、国土交通省、経済産業省、内閣官房)	平成14年9月に設置されたヒートアイランド対策関係府省連絡会議(環境省、国土交通省、経済産業省、内閣官房がメンバー、以下「連絡会議」という。)において、対策効果の検証結果が速やかに対策に結びつくよう関係府省間の役割分担を明確化するとともに、各種対策が相互に連携し、体系立って実施されるよう総合的な推進体制を早急に構築する。		措置済		(環境省、国土交通省、経済産業省、内閣官房) 関係府省からなる「ヒートアイランド対策関係府省連絡会議」において、各府省の取組についての情報交換のほか、学識経験者、地方公共団体、産業界を対象にヒアリングを行うなど、ヒートアイランド現象の解消対策に係る大綱の策定についての検討を実施した。 これを基に、ヒートアイランド現象の解消対策に係る大綱の策定に当たった課題の抽出、とりまとめを行った。	環境力

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(4)	ヒートアイランド対策に係る大綱の策定等 (環境省、国土交通省、経済産業省、内閣官房)	連絡会議において、上記からまでを盛り込んだヒートアイランド対策に係る大綱を策定する。なお、大綱の内容としては、単なる対策の列挙ではなく、基本方針を明示し、可能なものについて目標及び目標達成年次を設定するとともに、ヒートアイランド現象のメカニズムが解明されなくても早期に講ずるべき施策、社会経済活動や都市形態を持続可能なものに変革するという観点から中長期的に実施すべき対策を体系的かつ計画的にまとめたものとする。また、対策の進捗状況等の検証を実施するとともに、今後、更にヒートアイランド現象のメカニズムの解明、技術開発や対策手法の高度化が進むことが予想されることから、必要に応じ、大綱に盛り込まれた施策等を柔軟に見直す。		検討	措置、以後 随時見直し	(環境省、国土交通省、経済産業省、内閣官房) 関係府省からなる「ヒートアイランド対策関係府省連絡会議」において、各府省の取組についての情報交換のほか、学識経験者、地方公共団体、産業界を対象にヒアリングを行うなど、ヒートアイランド現象の解消対策に係る大綱の策定についての検討を実施した。 これを基に、ヒートアイランド現象の解消対策に係る大綱の策定に当たっての課題の抽出、とりまとめを行った。	環境 力

3 リサイクル市場の形成促進、廃棄物の適正処理対策の推進

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(1)、(2)	リサイクル市場の形成促進、廃棄物の適正処理対策の推進 (環境省、関係省)	<p>a 効率的な廃棄物処理・リサイクルを促進する観点から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)(以下「廃棄物処理法」という。)の規制の仕組みの合理化を図るため、以下の措置を講ずる。</p> <p>(a) 廃棄物の定義、一般廃棄物・産業廃棄物の区分の見直しについて、その処理責任の在り方と併せて検討を行う。併せて、効率的な廃棄物処理・リサイクルを促進する観点から、一般廃棄物、産業廃棄物の区分にかかわらず、同様の性状を有する一定の廃棄物の処理施設の設置の許可取得手続の合理化を行う。 (第156回国会に関係法案提出)</p> <p>(b) 広域的な廃棄物処理・リサイクルを促進するため、環境大臣の指定に基づき地方公共団体ごとの廃棄物処理業の許可を不要とする広域指定制度の積極的な拡充を図る。また、主に既存の製造施設におけるリサイクルを促進するため、廃棄物処理業及び廃棄物処理施設に係る許可を不要とする再生利用認定制度について、過去の認定の例を体系的に整理し、同制度の対象品目として追加されるために満たすべき要件について明確な指針を策定する等、認定対象範囲の拡大を検討するとともに、可能なものから順次指定していく。</p>	検討	法案提出	法案成立後公布、措置(12月に施行予定)	<p>(環境省)</p> <p>同様の性状を有する一般廃棄物を産業廃棄物と同様の方法で処理する産業廃棄物処理施設について、届出により一般廃棄物処理施設の許可を不要とする特例制度の創設を盛り込んだ「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案」を第156回国会に提出した。</p> <p>(環境省)</p> <p>中央環境審議会において検討を行い、平成14年11月に取りまとめ意見具申を行った中で、再生利用認定制度については認定対象範囲の拡大を検討し、可能なものから順次指定していくことが必要との結論を得たところである。これにより、業界の要望も受けながら、新たに追加する認定対象廃棄物として、廃プラスチックのコークス炉利用、廃ゴムタイヤや廃ゴムクローラの溶解炉利用の検討を行っているところ。</p> <p>また、再生利用認定の申請手続きを迅速に行うため、必要な書類の明確化を含めた手続きの指針の整備に関する申請者からの要望もあり、新たに追加する認定対象廃棄物の動向も考慮しつつ現在検討を行っているところ。</p> <p>なお、個別の再生利用認定については、認定基準を満たしている者について積極的に認定を行っており、平成14年度には57件の認定を行った。</p>	環境イ a (a)、(b)

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
		b 上記(a)、(b)の措置の結果等をかんがみ、必要に応じ、更なるリサイクルの拡大及び廃棄物の適正処理の確保のため、廃棄物処理・リサイクルの推進に係る諸制度全般について引き続き検討を行う。		逐次実施		(環境省、関係府省) 循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、循環型社会形成推進基本計画を、法律の期限を前倒しして、平成15年3月14日に策定した。	環境イ b